○近畿地方整備局告示第七十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十九日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
亀岡市余部町塞又七七番一から同市大井町並河西又三五番一まで	前	九・六〇～一一・八〇メートル	〇・二三四キロメートル	
	後	一〇・二〇～一七・二〇メートル	〇・二三四キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○近畿地方整備局告示第七十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十九日

近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	亀岡市余部町塞又七七番一から同市大井町並河西又三五番一まで	近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月十九日

○近畿地方整備局告示第七十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十九日

近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	八幡市美濃山御毛通六〇番から京田辺市松井口仲谷一二七番二〇〇まで	近畿地方整備局、同局京都国道事務所、同局大阪国道事務所及び同局浪速国道事務所
〃	京田辺市山手中央四番一から同市山手中央四番二まで	〃
〃	枚方市杉北町一丁目二六三五番一から同市長尾台四丁目四八七二番一まで	〃
〃	枚方市長尾台四丁目八六九番五地先から門真市大字三ツ島一八九六番八まで	〃

供用開始の期日　平成二十二年三月二十日

○中国地方整備局告示第四十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十九日

中国地方整備局長　福田　功

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百八十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
岡山市北区南中央町二番一二九から同市北区楢津字道下六五〇まで	前	BA 七・三〇～一〇・〇〇メートル	七・二四六キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 二四・〇〇～八五・〇〇メートル	五・五九〇キロメートル	
		BA 七・三〇～一一・〇〇メートル	七・二四六キロメートル	
		二四・〇〇～八五・〇〇メートル	五・五九〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第五十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十九日

中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百八十号	岡山市北区西長瀬一二〇二番二から同市北区野殿西町三二三番五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月十九日

○九州地方整備局告示第三十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十九日

九州地方整備局長　岡本　博

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
佐世保市田の浦町四二二番四から同市大塔町四番三まで	前	一九・一〇～二六・〇〇メートル	〇・二五五キロメートル	
	後	一六・九〇～二七・一〇メートル	〇・二五五キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

二(一)　道路の種類　一般国道

二(二)　路線名　五十七号及び二百五十一号

二(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
諫早市長野町一六三三番一から同市長野町一六三七番一まで	前	三一・〇〇メートル	〇・〇三七キロメートル	
	後	二七・〇〇メートル	〇・〇三七キロメートル	

三(一)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

三(二)　道路の種類　一般国道

三(三)　路線名　二百十号

三(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
久留米市善導寺町木塚字新保二三五番五地内	前	八〇・〇〇～八九・〇〇メートル	〇・〇〇七キロメートル	
	後	八一・二〇～九一・二〇メートル	〇・〇〇七キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○九州地方整備局告示第三十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十九日

九州地方整備局長　岡本　博